

## 令和 4 年度以降の医学部定員について

---

佐賀県健康福祉部医務課

医療人材政策室

令和 3 年 5 月 24 日

# 佐賀県における地域枠等の入試制度

国が示す令和4年度地域枠等の定義

都道府県と連携

地域枠

①地元出身者枠

②全ての都道府県対象

地元出身者枠

地元出身者対象

大学独自枠

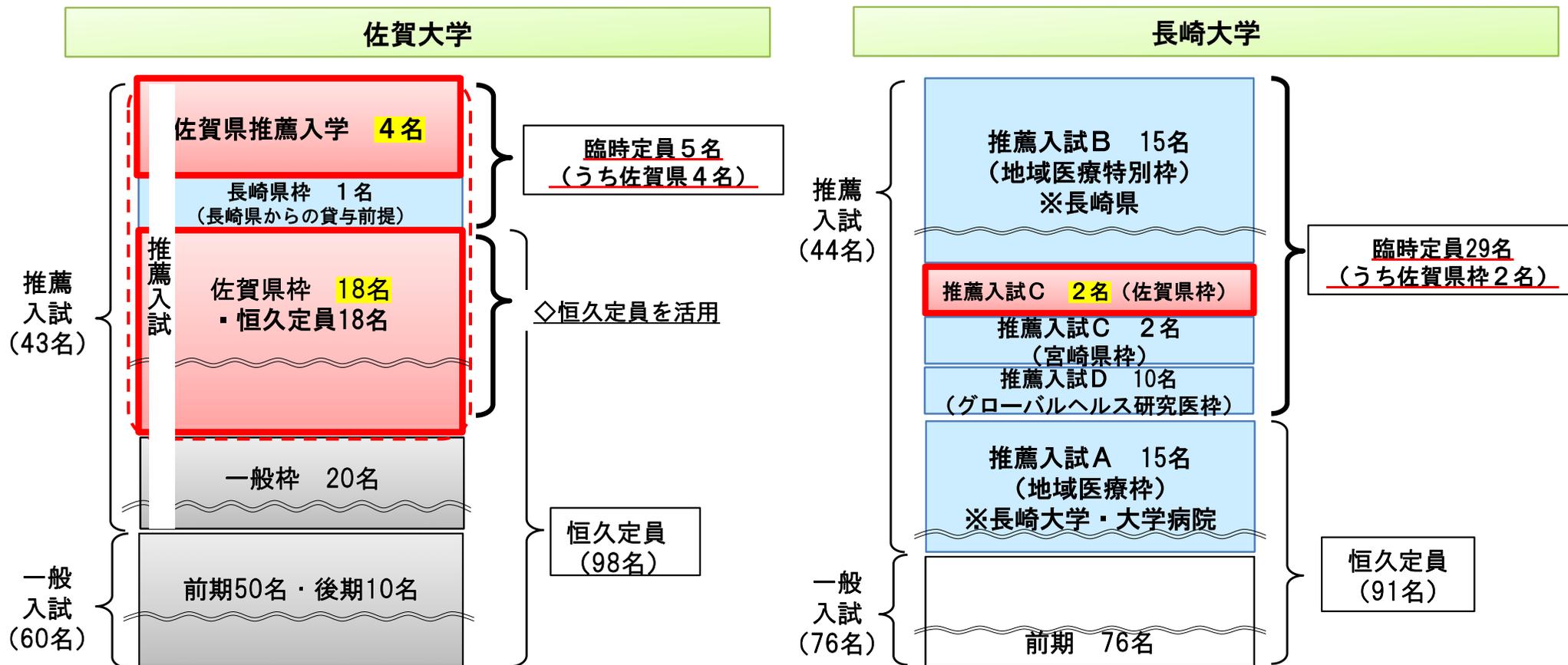
全国/地元出身者対象

入試区分	【臨時定員(地域枠)】 ①長崎大学推薦入試C ②佐賀大学佐賀県推薦入学 (令和3年度)	【恒久定員】 佐賀大学佐賀県枠
ポイント	入試制度と修学資金がセットになっており県内の特定診療科での業務従事が入学の条件	入試制度と修学資金は別制度
入試制度上の確約	●県内の基幹型臨床研修病院にて2年間の研修	●県内の基幹型臨床研修病院にて2年間の研修
	✓臨床研修後、県内で9年間特定診療科の業務従事	
	※産科、小児科、麻酔科、救急、内科、外科、脳神経外科、総合診療 (a)	
	✓医師修学資金6年間の貸与	
	✓キャリア形成プログラムの適用	
	✓貸与が前提	✓貸与は任意
	✓業務従事等を確認しているため、返還は例外的取扱い	✓返還申請があれば返還
卒業後の従事要件の取扱い		
臨床研修	県外のプログラムの登録不可	
専門研修	県外及び特定診療科 (a)以外のプログラムの登録不可	※貸与を受けていれば、特定診療科以外のプログラムの登録不可

# 令和4年度以降の医学部臨時定員の取扱い方針

- 令和4年度の医学部臨時定員（地域枠）について、文科省・厚労省が定義を明示。（令和3年3月18日厚労省医政局医事課長事務連絡・令和3年4月28日差替）
- 国が示す同意取得方法に対応した上で、令和4年度は佐賀大学及び長崎大学における臨時定員（地域枠）の増員を令和2・3年度と同様に国に要請。同時に、令和5年度以降については減員の方向性が示されていることから、臨時定員扱いとしている地域枠を恒久定員内に組み込む方法を大学と協議。

## ◆ 現行の臨時定員取扱い（令和2年度・3年度医学部定員）



# 地域枠を離脱した場合の具体的措置

- 地域枠を離脱する事例が発生していることが全国的な課題となっており、離脱を防止する観点から、都道府県が離脱を妥当だと評価できない場合は、臨床研修及び専門研修それぞれの段階でペナルティを課す措置を国が検討している。

## 初期臨床研修

医療従事者の需給に関する検討会 第34回 医師需給分科会	資料1 改
令和2年3月12日	

(第2回医道審議会医師分科会医師臨床研修部会資料 (R1/7/3) より抜粋)

- 県や大学に十分に確認することなく、**県や大学が地域枠離脱を妥当と評価していない研修希望者を採用決定した臨床研修病院に対して**、臨床研修部会でヒアリングを行った上で、規定に則り**医師臨床研修費補助金の減額等を行うこと**について、どう考えるか。(➡ 令和元年度より開始した。)
- 上記補助金の減額等に加えて、募集定員の減員<sup>(※)</sup>又は臨床研修病院の指定の取消しを行うことについて、どう考えるか。(➡ 今後検討予定。)

※ 改正医師法(平成30年法律第79号)に基づき、令和2年度からは各臨床研修病院の募集定員設定は都道府県が行うことになるが、例えば、国が都道府県毎の募集定員の上限設定の際に、他県の地域枠の研修希望者を採用した臨床研修病院の所在する都道府県の定員上限を減員する、などの対応が考えられる。

## 専門研修

(厚生労働大臣から日本専門医機構への意見及び要請 (H30/10/16) より抜粋)

- 地域枠医師が、各都道府県内の専門研修プログラムに優先的に採用され、**他の都道府県の基幹病院による採用を制限される等の仕組みを整えること。**

(第2回医道審議会医師分科会医師専門研修部会資料 (R2/7/17) より抜粋)

- 今後、都道府県の同意を得ずに専門研修を開始した者については、原則、日本専門医機構の専門医の認定を行わないこととしてはどうか。認定する場合も、都道府県の上承を得ることを必須としてはどうか。(➡ 概ね上承。)

# 地域枠離脱に対する対応について

- 地域枠離脱を認めるかは都道府県やケースごとに判断が異なる。都道府県が離脱を認めない場合はペナルティ措置が課されることから、大学入学試験を実施する前の時点で、入学後の従事要件及び離脱要件を受験者に明示することが求められている。

## 離脱事由の例

【参考資料】  
第35回医師需給分科会資料（抜粋）

- ①家族の介護
- ②体調不良
- ③結婚
- ④他の都道府県での就労希望
- ⑤指定された診療科以外の診療科への変更
- ⑥留年
- ⑦国家試験不合格
- ⑧退学
- ⑨死亡
- ⑩国家試験不合格後に医師になることをあきらめる場合

①～⑤の事由がやむを得ないと判断される場合について、従事要件の変更により離脱を回避することが望ましいと考えられる。

①家族の介護※1、②体調不良※1、③結婚、④他の都道府県で就労希望  
(対応案) 義務年限に猶予期間を設定する等の従事要件の変更をし、再契約する※2,3。

⑤指定された診療科以外の診療科への変更  
(対応案) 都道府県が不足していると判断した診療科への変更であれば、従事要件の変更をし、再契約する。

※1 複数の第三者による事実認定が必要。

※2 やむを得ず①-④の事由で当該県を離れた場合であっても、当該県に戻って一定期間従事する、などを想定。

※3 自治医科大学では結婚協定を結んでいる前例がある。

(自治医科大学卒業生同士で結婚した場合、各都道府県の配慮のもと、特例的に配偶者の出身都道府県での勤務が認められる取り決め。)

(案)

## 確 約 書

私は、令和4年度佐賀県推薦入学特別入試第一次選考において、佐賀県による推薦を受けた際には、佐賀大学が実施する第二次選考を必ず受験いたします。

最終合格した場合は確実に佐賀大学医学部医学科に入学し、佐賀県医師修学資金等貸与条例に基づく医師修学資金の貸与を受け、次の従事要件を遵守し、専心医学を究めるよう努力します。

### 【従事要件】

キャリア形成プログラム（佐賀県が策定した医療法（昭和23年法律第205号）第30条の23第2項第1号に規定する計画）に同意し、大学卒業後は直ちに佐賀県内の基幹型臨床研修病院において2年間の臨床研修を受け、その後9年間はキャリア形成プログラムに基づき、①高度急性期機能の需要増加に対処するための医師（内科、小児科、外科、産婦人科、脳神経外科、麻酔科及び救急科）、②総合的な診療能力を有する医師（総合内科及び総合診療科）等として佐賀県が指定する佐賀県内の医療機関で診療に従事すること。

### 【離脱要件】

また、上記の従事要件を離脱できるのは、次に掲げる事由により、当該従事要件を達成する見込みがなくなると知事が認める場合に限ることに同意します。

- ① 家族の介護・看護
- ② 心身の故障
- ③ 退学
- ④ 死亡
- ⑤ その他やむを得ないと知事が認める事由

以上、確約いたします。

令和 年 月 日

志願者本人 現住所  
署名

保護者 現住所  
署名

(続柄 )

佐賀県知事 山口 祥義 殿